

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年10月1日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

国民健康保険・後期高齢者医療事務業務委託

(2) 業務内容

- ① 国民健康保険の一般的な問い合わせに関する受電対応業務
- ② 国民健康保険の資格賦課に関する業務
- ③ 後期高齢者医療に関する業務
- ④ 国民健康保険料の催告書等印字・封入・封緘等業務
- ⑤ 国民健康保険料の財産調査入力等業務
- ⑥ 国民健康保険料の口座登録に関する業務
- ⑦ 国民健康保険料の収納状況に関する受電対応業務
- ⑧ 区役所本庁舎から梅丘分庁舎間の文書等集配業務

※ 詳細は、別紙「事業者募集説明書」のとおり。

(3) 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）（予定）

※ 契約は単年度単位とし、各年度の本事業にかかる予算配当及び履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

※ 既存事業者と異なる事業者と契約する場合は、次の引継ぎ期間を設定する。

なお、この期間を準備業務期間として覚書を締結するものとする。

期間：令和9年1月1日から同年3月31日まで

2 参加資格要件

(1) 参加者の要件

提案書提出時において、次の要件をすべて満たす法人であることを必要とする。

- ① 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 法人税、法人事業税、法人住民税など、法人に関する税金に滞納がないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- ⑥ 令和3年度以降、東京都区部又は人口40万人規模以上の地方自治体において、国民健康保険制度に関するコールセンター運営業務の受託実績を有すること。

- ⑦ 共同事業体による応募の場合は、下記(2)「共同事業体による参加要件」を全て満たしていること。なお、上記①から⑥及び下記⑧⑨の要件を代表団体が満たし、かつ上記①から⑤及び下記⑧⑨の要件を構成団体の全てが満たしていること。
- ⑧ (一財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得(取得申請中を含む)していること。
- ⑨ 「本事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと(委員は6(13)に記載の通り)。

(2) 共同事業体による参加要件

共同事業体により参加する場合は、以下の要件を全て満たしていること。

- ① あらかじめ構成団体の総意により代表団体を1団体選出し、代表団体が応募手続きを行うこと。
- ② 応募書類に共同事業体であることを証する書類(共同事業体協定書等)を提出すること。
- ③ 代表団体及び構成団体は、本件における他の応募者(単独の応募団体、他の共同事業体の代表団体又は構成団体)を兼ねていないこと。
- ④ 応募後の代表団体又は構成団体の変更は認められない。変更が必要な場合は、応募を取り消した上で、応募期間内に、変更後の代表団体及び構成団体によってあらためて応募すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

選定にあたっては、次に掲げる内容の評価する。

- (1) 業務実施の計画性
- (2) 業務体制・管理体制
 - ① 人員体制の整備
 - ② 区との連絡・連携体制
 - ③ 従事者の管理・指導
- (3) 業務運営の安定化・継続改善
 - ① 内部事務・電話対応
 - ② 報告体制
 - ③ 分析・改善提案
- (4) 個人情報保護・情報セキュリティ対策
- (5) 事業開始準備
 - ① 事前研修計画
 - ② マニュアル・FAQ 整備
- (6) 将来の展望
- (7) 他自治体での類似事業の受託実績

(8) 見積額

(9) プレゼンテーション

- ① コミュニケーション能力
- ② ヒアリング
- ③ 取り組み姿勢

5 手続き等

(1) 本件担当

世田谷区保健福祉政策部国保・年金課

住 所：世田谷区世田谷4-21-27

電 話：03-5432-2364 FAX 03-5432-3038

(2) 事業者募集説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和8年10月 1日（木）から10月15日（木）【午後5時まで】
- ② 交付場所：世田谷区公式ホームページ
- ③ 交付方法：世田谷区公式ホームページから希望者自らによるダウンロード
(ページID：35641) 世田谷区トップページ→検索メニュー→区政情報→契約・
入札情報→発注情報→現在実施中のプロポーザル情報→福祉・健康

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和8年10月1日（木）から10月15日（木）午後5時まで（必着）
持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）
- ② 提出場所：上記5（1）の担当部課
- ③ 提出方法：窓口を持参又は郵送（郵送は書留郵便のみ）

(4) 提案書の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期限：令和8年11月20日（金） 午後5時
受付時間：午前9時から午後5時まで
- ② 提出場所：上記5（1）の担当部課
- ③ 提出方法：電子メールおよび窓口直接持参（郵送不可）

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5（1）に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

- (8) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (9) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (10) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。
- (11) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (12) 本案件は、世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の適用案件である。労働報酬下限額の推移は以下のとおりである。令和9年度以降の労働報酬下限額は令和8年12月頃に確定する予定であり、見積書における人件費は令和8年度の労働報酬下限額を基礎として積算することとし、令和9年度以降の下限額の確定に伴う取扱いは、別紙「事業者募集説明書」の定めによる。

※参考 労働報酬下限額（1時間当たり）

令和8年度 1, 610円

令和7年度 1, 460円

令和6年度 1, 330円

令和5年度 1, 230円

令和4年度 1, 170円

- (13) 国民健康保険・後期高齢者医療事務業務委託事業者選定委員会の委員は次のとおり。

※人事異動等で委員は変更となる場合がある。

委員長	保健福祉政策部長	山戸 茂子
委員	財務部 納税課長	三平 公則
委員	保健福祉政策部 国保・年金課長	北 はやと
委員	保健福祉政策部 保険料収納課長	鈴木 絵里子
委員	高齢福祉部 高齢福祉課長	佐藤 秀和

- (14) 詳細は、別紙「事業者募集説明書」による。